

# 和泉市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 和泉市

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成27年度 (6年目)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	0.37人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1区(下水道全体計画区域を除いた市内全域)		
処 理 場 数	合併処理浄化槽 116基(令和元年度末)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実績なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	5人槽又は6人槽 3,300円 7人槽又は9人槽まで 4,070円 10人槽 5,170円	1月当たり定額制									
業務用使用料体系の 概要・考え方	5人槽又は6人槽 3,300円 7人槽又は9人槽まで 4,070円 10人槽 5,170円	1月当たり定額制									
その他の使用料体系の 概要・考え方	使用料は、浄化槽の大きさ(人槽)で決定。 維持管理費用により算定。										
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	上記の使用料体系のため、使用した 水量(㎡)に関わらず、浄化槽の規格 によって使用料が決まる。	<table border="1"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3,244</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>3,302</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,455</td> <td>円</td> </tr> </table>	平成29年度	3,244	円	平成30年度	3,302	円	令和元年度	3,455	円
平成29年度	3,244	円									
平成30年度	3,302	円									
令和元年度	3,455	円									

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	3名(他事業と兼任)
事業運営組織	下水道整備課 浄化槽係・整備係・計画係・維持管理係 計職員16名 特定地域生活排水処理事業については、管理職1名及び浄化槽係2名が他事業と兼任しながら、設置と維持管理を担当。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽清掃業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	PFI方式により浄化槽設置業務及び維持管理業務を実施している。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	—

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙「経営比較分析表」のとおり。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

平成25年以降本市の人口は緩やかに減少しており、和泉市人口ビジョンによると今後もその傾向が続くと想定されており、処理区域内人口も同様に緩やかに減少すると予測される。

令和元年度末 1,232人

(2) 有収水量の予測

令和元年度末で116基の合併処理浄化槽を管理している。令和2年度から令和6年度まで年間3基づつ増設し、令和6年度末以降は131基の合併処理浄化槽を管理する想定での予測は以下の通り。

令和3年度 33,470m<sup>3</sup>  
令和4年度 34,350m<sup>3</sup>  
令和5年度 35,230m<sup>3</sup>  
令和6年度 36,110m<sup>3</sup>  
令和7年度以降 36,990m<sup>3</sup>

### (3) 使用料収入の見通し

令和元年度末で116基の合併処理浄化槽を管理している。令和2年度から令和6年度まで年間3基ずつ増設し、令和6年度末以降は131基の合併処理浄化槽を管理する想定での予測は以下の通り。	
令和3年度	5,615千円
令和4年度	5,851千円
令和5年度	6,002千円
令和6年度	6,152千円
令和7年度以降	6,227千円

### (4) 施設の見通し

令和元年度末で116基の合併処理浄化槽を管理している。令和2年度から令和6年度まで年間3基ずつ増設し、令和6年度末以降は131基の合併処理浄化槽を管理する。	
令和3年度末	122基
令和4年度末	125基
令和5年度末	128基
令和6年度末以降	131基

### (5) 組織の見通し

事業規模や業務内容を常に把握し、企業会計移行に備えた組織形態や職員数と業務量との整合性と、適正な定員管理を図っていく。また、慣例に囚われず業務内容や手法を見直し、組織の効率化と経費節減を図る。

## 3. 経営の基本方針

平成27年4月より、生活排水の適正な処理を促進し、住民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的として、下水道全体計画区域を除いた市内全域において市が主体となって合併処理浄化槽(以下「浄化槽」という。)の設置及び維持管理を行っている。事業開始から5年が経過し、対象地区の浄化槽新規設置件数は減少傾向にあり、今後は維持管理業務が主体となる。寄附浄化槽の中には設置から30年近く経過している浄化槽もあり、そのため数年後に更新業務等が発生し、現在より経営状況が厳しくなることが想定される。そのため事業の経営状況をより正しくとらえた上で、経営の効率化・健全化を図るために令和4年度に地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行する。

- ・浄化槽の適切な管理  
浄化槽法に基づき、浄化槽の適正な管理(維持管理・清掃)を行う。また、法定検査において不適正が無いよう、日々の管理に努める。
- ・使用料収入の収納率維持  
現在浄化槽使用料の収納率は100%の収納率となっているため、今後も継続できるよう対応する。
- ・効率的な事業運営  
これまでと同様に民間活力を活用するとともに、業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組む。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

###### ・投資の目標に関する事項

令和6年度まで合併処理浄化槽を毎年度3基ずつ設置する。公共浄化槽等整備推進事業を活用し、国庫補助金・府補助金・地方債・受益者分担金を財源とする。

###### ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

令和7年度以降は老朽化した合併処理浄化槽の更新を毎年度2基ずつ行う。公共浄化槽等整備推進事業を活用し、国庫補助金・府補助金・地方債を財源とする。

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

###### 【収益的収支】

特定地域生活排水処理事業における主な収益的収入は、営業収益の使用料収入と営業収益の一般会計繰入金となる。

そのうち使用料収入については浄化槽の大きさ(人槽)で決定されるため定額制となっており、使用水量の増減は影響しないが、設置住宅が空き家となった場合など、施設が使用されなくなると減収になる。今回の計画期間内では現状のまま施設が使用されるものとし、減収を見込んでいない。

一般会計繰入金については、独立採算を原則とする公営企業にあって本来、使用料で賄うべき経費(使用料対象経費)は全て使用料収入と繰出基準に基づく一般会計からの繰入金(基準内繰入金)で賄う必要がある。しかしながら、下水道全体計画区域外で実施されるという事業の特性上利用者数は限られるため事業運営に必要な使用料収入を得られておらず、やむをえず一般会計からの繰入金(基準外繰入)を受け入れている。

###### 【資本的収支】

特定地域生活排水処理事業における主な資本的支出は建設改良費(浄化槽設置工事費・会計システム改修費※)と地方債償還金となる。建設改良費(浄化槽設置工事費)の財源として、国庫補助金・府補助金・地方債・受益者分担金を想定している。

地方債償還金の財源として、内部留保がないため基準外繰入金を想定している。

※建設改良費(会計システム改修費)の財源として、地方債を想定している。公営企業会計移行に伴う経費であり、令和3年度のみ発生し、金額は2,800千円となる。

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

###### 【地方債】

平成29年度借入の地方債(借入期間10年間)を令和10年度に借換する(16,482千円)必要があるため、令和10年度の地方債収入及び地方債償還金が増加する。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	特定地域生活排水処理事業は合併処理浄化槽による生活排水の個別処理を行う事業であるため、広域化・共同化は想定していない。
投資の平準化に関する事項	令和6年度まで毎年度合併処理浄化槽を3基ずつ設置する。令和7年度以降は老朽化した合併処理浄化槽の更新を毎年度2基ずつ行う。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在PFI方式により浄化槽設置業務を実施している。 今後も、民間活力の更なる活用について常にその可能性を検討し、効率的な事業運営を行う。
その他の取組	—

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	公共下水道事業の料金水準も考慮して、適切な水準となるよう検討する。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	—

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在PFI方式により浄化槽設置業務及び維持管理業務を実施している。 今後も、民間活力の更なる活用について常にその可能性を検討し、効率的な事業運営を行う。
職員給与費に関する事項	令和2年度現在、特定地域生活排水処理事業から人件費を支出している職員数は3名となっており、計画期間内を通じて増員・減員の予定はない。よって、毎年度の支出額を、令和2年度予算額と同額で見込んでいる。サービスの向上、業務量及び人件費のバランスを考慮しながら、定員適正化に努める。
動力費に関する事項	—
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	ブロワ等の消耗品等への対応も含め、日々の維持管理が重要であるため、受注業者と協力し、不具合等の早期発見・迅速対応できるよう、財源確保に努める。
委託費に関する事項	現在浄化槽清掃業務の民間委託を競争入札により実施している。今後も安定した事業運営を実施しつつ、可能な限り安価で業務委託を実施するよう努める。
その他の取組	浄化槽の維持管理や清掃、法定検査等、浄化槽法で定められている作業について適切に実施する。

**5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	令和4年度に特定地域生活排水処理事業の地方公営企業法適用を予定しているため、法適用後に経営戦略の改定を行うとともに、適宜事後検証や更新を行う。
---------------------	---



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	100	100	99	98	97	96	96	96	94	67	93	93
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	5,314	5,487	5,615	5,851	6,002	6,152	6,227	6,227	6,227	6,227	6,227	6,227
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	40,900	44,800	52,407	56,927	61,043	64,690	66,286	67,740	68,460	69,308	69,641	69,779

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	26,305	29,170	29,857	30,416	30,584	30,754	30,955	30,993	31,028	31,114	31,193	31,210
うち基準内繰入金	636	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720
うち基準外繰入金	25,669	28,450	29,137	29,696	29,864	30,034	30,235	30,273	30,308	30,394	30,473	30,490
資 本 的 収 支 分	23	152	323	610	1,015	1,484	1,608	1,749	2,483	2,356	2,870	3,066
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	23	152	323	610	1,015	1,484	1,608	1,749	2,483	2,356	2,870	3,066
合 計	26,328	29,322	30,180	31,026	31,599	32,238	32,563	32,742	33,511	33,470	34,063	34,276

# 経営比較分析表（令和元年度決算）

大阪府 和泉市

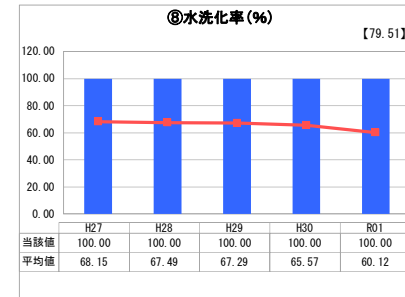
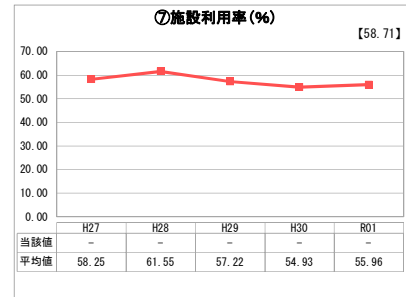
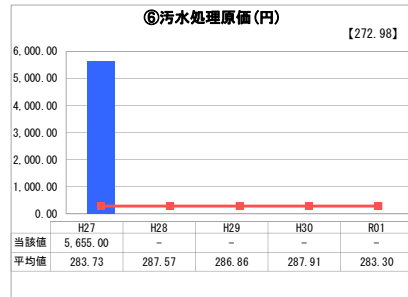
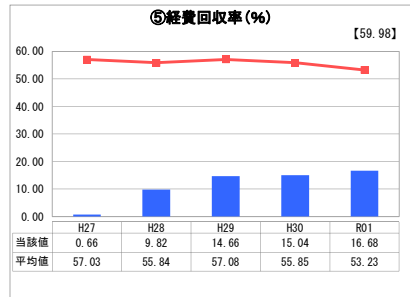
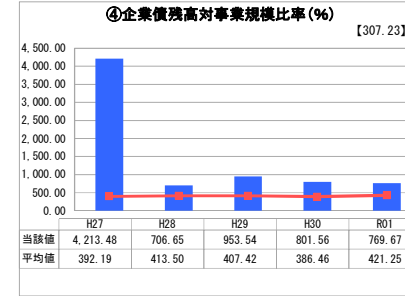
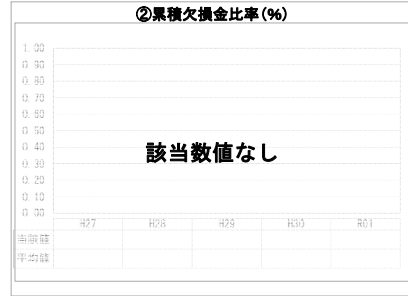
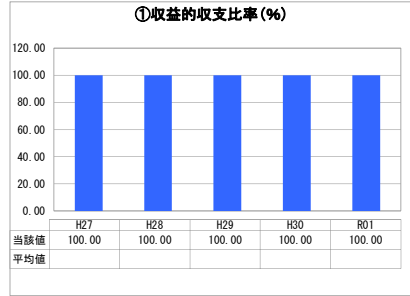
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.08	-	3,300

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
186,079	84.98	2,189.68
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
151	33.73	4.48

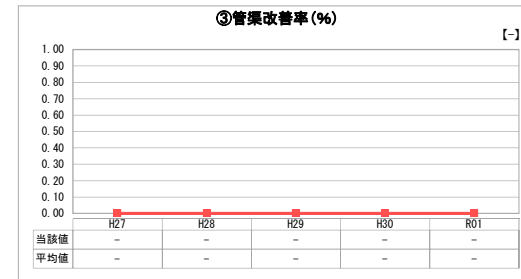
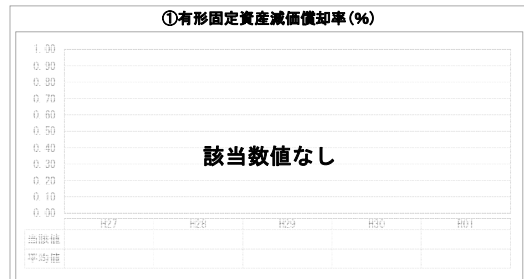
**グラフ凡例**

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和元年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

④企業価値高対事業規模比率は平成30年度と比較して改善していますが、類似団体平均値(以下、平均値)より高いです。

⑤経費回収率は平成30年度と比較して改善していますが、平均値より低いです。

上記④及び⑤が平均値より悪い要因は、合併処理浄化槽の設置基数の実績が当初の想定より少ないことがあげられます。

また、上記④及び⑤が平成30年度と比較して改善した要因は、合併処理浄化槽の管理基数が増加したことにより使用料収入が増加したことがあげられます。

⑥汚水処理原価は平成27年度には浄化槽の人槽に応じて想定水量で計上しましたが、浄化槽の人槽により定額で浄化槽使用料を徴収しており実水量の把握が困難なことから、平成28年度以降は水量を不明として計上しています。

### 2. 老朽化の状況について

特定地域生活排水処理事業は平成27年度より開始した事業のため、対策が必要な老朽化施設はありません。

## 全体総括

特定地域生活排水処理事業は公共下水道事業の計画区域外における生活排水対策として平成27年度より開始した事業です。ここ数年、合併処理浄化槽の設置基数が少ない状況が続いているが設置に関する潜在的なニーズがまだあることから、住民が希望するタイミングで設置できるよう6年目以降も浄化槽の設置業務を継続し、使用料収入の増加を目指します。また令和2年度に中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定予定です。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。